

台東区 低所得世帯エアコン購入費助成 申請期限が近づいています



エアコン購入前に相談及び訪問調査・申請が必要です

対象世帯

台東区に住所を有し、次の**すべて**に該当する世帯

- ☐ 令和7年度又は令和8年度の世帯全員の住民税が非課税である
 - ☐ 自宅にエアコンがない又は故障等により冷房機能が使用できるエアコンがない
- ※生活保護受給世帯の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。

訪問調査・申請期限

令和8年10月30日（金）

※事前相談後に訪問調査を受け、申請を完了させる必要があります。

助成金額

上限 10万円 1世帯1回限り

※ 助成対象費用と10万円のいずれか低い額を助成します。

【助成対象費用：エアコン本体購入費・配送費・設置費・リサイクル費・撤去費（設置に伴い、故障等により冷房機能を使用できないエアコンを撤去する場合）】

対象機器

自宅の壁・窓枠などに設置するエアコン

問合せ先

台東区低所得世帯エアコン購入費助成コールセンター

電話：0120-031-890 受付時間 平日 8:30～17:15

事業の詳細は区のホームページをご覧ください。



<申請前にご確認ください>

- 賃貸住宅の場合、貸主（大家）にエアコン設置の承諾を得てください。
- 同じ住宅に住む複数世帯からの申請は認められません。（同じ住宅に2台以上の設置はできません。）